

(平成26年10月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は7万7,000円、申立期間③は21万7,000円、申立期間④は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立事業所が提出した賞与明細書の写しによると、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は7万7,000円、申立期間③は21万7,000円、申立期間④は17万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月21日に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年4月から同年6月までを8万6,000円、同年7月を9万2,000円、同年9月から52年2月までを9万2,000円、同年3月から同年6月までを9万8,000円、53年3月から同年8月までを10万4,000円、同年9月から54年2月までを11万円、同年3月から同年6月までを11万8,000円、55年3月から同年5月までを12万6,000円、56年7月から同年9月までを14万2,000円、同年10月から57年2月までを15万円、同年3月から同年10月までを16万円、同年12月から58年5月までを16万円、同年6月及び同年7月を18万円、同年8月から59年2月までを19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月13日から59年3月1日まで

私がA社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際に支給された給与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。

当時の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 51 年 4 月及び同年 5 月は 8 万 6,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは 9 万 2,000 円、52 年 5 月及び同年 6 月は 9 万 8,000 円、53 年 3 月から同年 8 月までは 10 万 4,000 円、同年 9 月から 54 年 2 月までは 11 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 11 万 8,000 円、56 年 7 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月から 57 年 2 月までは 15 万円、同年 3 月から同年 10 月までは 16 万円、同年 12 月から 58 年 5 月までは 16 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 19 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 6 月及び同年 7 月、52 年 1 月から同年 4 月まで、55 年 3 月から同年 5 月まで、58 年 6 月及び同年 7 月、同年 10 月から 59 年 2 月までの標準報酬月額については、申立人が給料支払明細書を所持していないため報酬月額及び厚生年金保険料控除額のいずれか又は両方が確認できないが、当該月の前後の月等における給料支払明細書から判断すると、当該月における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていると認められることから、51 年 6 月は 8 万 6,000 円、同年 7 月、52 年 1 月及び同年 2 月は 9 万 2,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 9 万 8,000 円、55 年 3 月から同年 5 月までは 12 万 6,000 円、58 年 6 月及び同年 7 月は 18 万円、同年 10 月から 59 年 2 月までは 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給料支払明細書で確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 11 月から 51 年 3 月まで、同年 8 月、52 年 7 月から 53 年 2 月まで、54 年 7 月から 55 年 2 月まで、同年 6 月から 56 年 6 月まで、57 年 11 月については、申立人が所持する前述の給料支払明細書及び 56 年分給与所得の源泉徴収票から確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間において、B社からA社に異動し、同社に継続して勤務していたが厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社及びC健康保険組合の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、申立人を昭和49年3月16日付けで同社（本社）へ異動させ、同年3月31日には同社に在籍していたと回答していることから、同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年4月の事業所別被保険者名簿の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主は、申立てどおりの資格取得日を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5,000円、申立期間②及び③は13万3,000円、申立期間④は15万9,000円、申立期間⑤は19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した

後の平成 23 年 2 月 4 日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

また、申立期間については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提供した賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者としめない者が混在することも無かった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から、申立期間①は 5,000 円、申立期間②及び③は 13 万 3,000 円、申立期間④は 15 万 9,000 円、申立期間⑤は 19 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 7 月 20 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立人を含む従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、オンライン記録によると申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

また、申立期間については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記

録が確認できる複数の同僚が提出した賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者とし、ない者が混在することも無かった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 11 月 27 日から 21 年 1 月 31 日まで
② 平成 19 年 7 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 7 月
⑤ 平成 20 年 12 月

私は、A社に勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までに係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市C区が提出した平成 19 年度から 22 年度までの給与支払報告書（個人別明細書）に記載されている社会保険料控除額により、当該期間に係る社会保険料の控除額の年間総額は確認できる。

しかしながら、A社は、当時の資料は残っていないと供述している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立期間①の月ごとの標準報酬月額及び申立期間②から⑤までのそれぞれの標準賞与額並びにそれぞれの申立期間に係る厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 30 日から 46 年 4 月頃まで
② 昭和 46 年 4 月頃から 49 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社に入社した翌日から、同社の社長の兄が経営していたB社でC職として勤務していた。

しかし、申立期間①の直前である昭和 45 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間についてはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間①については記録が確認できない。

申立期間②について、私は、B社に勤務しているときに、D社に入社するよう同社の社員から誘われたため、同社に転職した。

申立期間②当時、D社の事務所は、E社（現在は、F社）G支店の中に在り、事業主や一緒に勤務した同僚の氏名も記憶している。

申立期間①及び②共に、病院で健康保険証を使用した記憶もあるので、調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB社における業務内容等について具体的に述べていること、また、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者は同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立人が、A社に入社した翌日から同社の事業主の兄が経営していたB社に勤務したと供述していることから、A社の元事業主に聴取したが、申立期間①における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間①において、B社及びA社に係る厚生年金保険の被保険

者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人の当該期間当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、F社は、「当社の社史によると、D社は、E社が出資して設立したものである。」と回答していること、また、申立人が、自身をD社に入社するよう誘った者として氏名を挙げた同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、同社の事業主は既に死亡していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の同僚は、申立人が申立期間②当時、D社に勤務していたことは間違いないが、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない旨供述している。

一方、F社が保管するE社の辞令簿によると、申立人は、昭和46年7月21日付けで同社H事業所（後の、同社G支店）に「嘱託」として採用されたことが記載されており、申立人は、申立期間②において同社同事業所に在籍していた可能性がうかがえる。

しかしながら、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が申立期間②において一緒にE社に勤務したとする同僚も、前述の辞令簿によると、申立人と同様に昭和46年7月21日付けで「嘱託」として採用されたことが記載されているが、当該同僚の氏名も当該期間において同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない。

さらに、F社は、当時の「嘱託」に係る雇用条件や厚生年金保険の加入状況等については不明であると回答している上、同社が加入するI健康保険組合においても、申立期間②に係る申立人の健康保険加入履歴は確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで
② 平成 11 年 4 月から 14 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立期間②については、B社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において、勤務していたことは事実であるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録及び適用事業所名簿により、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、法務局に照会したが、A社の法人登記は見当たらないと回答しているほか、申立人は当時の事業主は既に死亡していると述べていること、及び同僚の氏名を憶^{おぼ}えていないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の給与からの控除状況などについての供述及び関連資料を得ることができない。

なお、申立人は、昭和 43 年 12 月 15 日から 55 年 9 月 16 日まで国民年金に加入していることがオンライン記録により確認でき、申立期間のうち 51 年 4 月から 55 年 3 月までは、国民年金保険料の免除を申請し承認されていることがC市及びD市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

2 申立期間②のうち平成 11 年 4 月 12 日から 12 年 1 月 3 日までの期間において、B社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該期

間については、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によれば、B社は申立期間②中の平成12年3月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は平成12年1月3日にB社を離職し、同年4月12日から同年9月28日まで基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によりB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人が勤務していた事業所の正社員であったとして氏名を挙げた者の中には、申立人以外にも同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいることから、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、当時の事業主に照会を行ったが回答を得られず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況、厚生年金保険料の給与からの控除状況などについての供述及び関連資料を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5328（福岡厚生年金事案 2472 及び 3188 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 30 日から 39 年 1 月 30 日まで
② 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた申立期間①及び②について、船員保険被保険者記録が確認できないことから年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、申立期間①については、当初の申立てにおいて、病気のために下船した期間（以下「病気下船期間」という。）であることなどを理由として記録の訂正が認められなかった。

しかし、今回、船員手帳を確認したところ、当該期間以外にも病気下船期間があるにもかかわらず、その期間は船員保険の被保険者期間が継続していることが分かったので、2回目の申立てを行う。

申立期間②については、これまで2回申し立てたが、「昭和 52 年 9 月 29 日」付けで定年退職とされていることなどを理由として記録の訂正が認められなかった。

しかし、今回、退職金計算書及び当該退職金が振り込まれている預金通帳並びに昭和 52 年 10 月に船員保険疾病任意継続保険料を2か月分納めたことを記載した家計簿が見付かったことから、これらを新たな資料として提出し、3回目の申立てを行う。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 申立人が保管していた船員手帳から、当該期間において申立人が病気により下船していたことがうかがえること、
ii) 申立人が保管する「昭和 52 年 9 月 26 日 社会保険庁業務課船保資格係

調べ」に記載された船員保険の被保険者記録（資格喪失日は昭和 38 年 11 月 30 日）は、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿における船員保険の被保険者記録と一致することなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 22 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立期間②については、i) 申立人が保管していた船員手帳から、雇止年月日は「昭和 52 年 9 月 23 日」、備考欄には「社命下船、船内雇止」と記載されていることが確認でき、当該期間において申立人が下船していることがうかがえること、ii) 申立事業所が保有する申立人に係る「船員履歴カード」により、申立人は、昭和 52 年 9 月 29 日に定年退職していると記載されていることが確認できることなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立て（申立期間は、今回の申立てにおける申立期間②と同じ。）については、申立人の妻は、「退職後の船員保険について」及び船員保険に係る「疾病任意継続被保険者制度の新設」並びに昭和 52 年の給与口座取引明細書を新たに提出しているが、i) 「退職後の船員保険について」には、「昭和 52 年 9 月 30 日」の日付が記載されているが、当該日付を退職日とする記載は確認できない上、当該書類には、退職日は明記されていないことなどから判断すると、当該日付は書類の作成日であると推認されること、ii) 船員保険疾病任意継続被保険者名簿において「疾病任意継続被保険者制度の新設」どおりの報酬で同年 9 月 30 日に当該資格を取得していることなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 今回、申立人の子は、申立期間①について、申立事業所に勤務していた期間における当該期間を除く 3 回の病気下船期間（昭和 32 年 6 月 10 日から同年 6 月 20 日までの期間、35 年 4 月 14 日から同年 8 月 15 日までの期間及び 40 年 10 月 5 日から同年 11 月 2 日までの期間）中は船員保険の被保険者期間が継続しているにもかかわらず、申立期間①のみ船員保険の被保険者期間が継続していないことに納得できないと主張している。

しかしながら、申立人の子が提出した申立事業所が発行した退職金計算書、前述の「船員履歴カード」及び B 団体が提供した会費納入カードから、申立人は申立期間①において申立事業所に在籍していたものと認められるものの、申立事業所に対して、病気下船期間中における船員保険の取扱い及び保険料の控除について照会したが、具体的な回答を得ることができない。

なお、前述の会費納入カードによると、申立期間①については、「傷病免除」と記録されていることが確認できる。

- 3 今回、申立人の子は、申立期間②について、i) 「船員履歴カード」における定年退職日とは異なる退職日が記載された退職金計算書及び退職金が振り込まれていることが確認できる預金通帳の写しを提出した上で、申立人が当該期間においても申立事業所に在籍していたこと、ii) 昭和 52 年及び 53 年の家計簿を提出した上で、52 年 10 月に納付した 2 か月分の船員保険疾病任意継続被保険者の保険料が同年 10 月分及び 11 月分であったとすると、申立事業所が申立期間②を含む同年 9 月まで申立人を船員保険の被保険者として取り扱っていたことの裏付けとなるのではないかと主張している。

しかしながら、前述の退職金計算書における退職日は「昭和 52 年 10 月 15 日」と記載されている上、預金通帳の写しによると、当該計算書に記載された退職金が実際に振り込まれていることから、申立事業所は申立人の退職日を 52 年 10 月 15 日として退職金を計算していた状況がうかがえるものの、申立事業所は、当該退職日と「船員履歴カード」における定年退職日（昭和 52 年 9 月 29 日）が異なる理由については不明である旨回答している。

また、福岡委員会における調査結果のとおり、船員保険疾病任意継続被保険者の資格取得日及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿における資格喪失日は「昭和 52 年 9 月 30 日」であることから、申立事業所は申立人を申立期間②について船員保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、前述の家計簿によると昭和 52 年 10 月 31 日に「保険 25,920」と記載されており、当該金額は、船員保険疾病任意継続被保険者の保険料（申立人の同被保険者資格取得時の標準報酬月額に見合う保険料額）の 2 か月分と符合することが確認できるものの、当時の船員保険法の規定によると、船員保険疾病任意継続保険料の毎月の納付期限は当月 10 日とされているところ、前述の家計簿には、同年 11 月 7 日に 11 月分、同年 12 月 7 日に 12 月分の保険料を納付したと推認できる記載が確認できることから、申立人の子が主張する保険料額は、同年 9 月分及び 10 月分の保険料の合計額であると考えるのが自然である。

- 4 このほかに、福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。